

# 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例		
条 例 番 号	平成12年神奈川県条例第 8 号	法 規 集	第 8 編 第 5 章
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	食品衛生法第 50 条第 2 項及び第 51 条の規定に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準（管理運営基準）及び営業の施設基準その他食品衛生に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	この条例は、食品の安全性の確保のため、そして飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために必要な事項を定めているものであり、また、営業者は営業許可を得るため申請を行うが、その手数料も定めていることから、必要な条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	法の趣旨を遵守するため、本条例で定める管理運営基準及び施設基準の規定は有効であるが、一方で、近年の食品に係る問題が多発したことに伴い、発生防止等の措置をさらに図るため、管理運営基準の規定について、法の趣旨に照らし本条例の改正を検討する。 また、手数料の額は人件費等を考慮して算定しており、適正なものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県所管区域の食品営業施設数</li> <li>H20. 3 62, 135</li> <li>H19. 3 65, 901</li> <li>H18. 3 75, 939</li> <li>・県所管区域の施設監視率 (監視件数/監視計画件数)</li> <li>H20. 3 111. 2%</li> <li>H19. 3 111. 1%</li> <li>H18. 3 112. 7%</li> </ul>
	効率性  （ 現行の内容 で効率的と いえるか。 ）	管理運営基準及び施設基準における規制の程度は、必要最低限のものであり、効率的なものである。 また、手数料の金額及び算定方法は明確であり効率的である。	
	基本方針適合性  （ 県の基本的 な方針に適合 しているか。 ）	食品事業者の自主衛生管理を効果的かつ効率的に行わせることを目的とした本条例は、安全で安心な食生活の確保を戦略プロジェクトの一つに掲げる「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	戦略プロジェクトとして取り組む事業：「食品事業者の自主的な取組みの促進、製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実」を図るもの。
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触しな いか。 ）	食品衛生法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	国のガイドラインを踏まえ管理運営基準について、必要な見直しを行う。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	(有) 無